

## 摂津市教育委員会会議録

開催日時 令和7年2月19日(水) 午後1時30分開会  
午後2時30分閉会  
開催場所 摂津市役所 新館7階 講堂

### 付議事件

議案番号	件名	審議結果
2	教職員人事の件	承認
3	摂津市学校歯科医の変更の件	承認
4	令和6年度一般会計補正予算第10号原案承認の件	承認

### 報告事項

番号	件名
1	事業実施に伴う後援名義の使用承認について
2	令和6年度一般会計補正予算(第10号)について
3	令和7年度歳入歳出予算案(教育委員会所管分)について
4	摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
5	摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
6	摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
7	中学校給食の基本方針について
8	令和6年度ICT活用による子どもの体力向上事業(小学3・4年生スポーツテスト)の結果について
9	令和6年度1月までの問題行動等報告について
10	令和6年度1月までの問題行動等具体的事案及び追跡報告について
11	各課事業日程報告について

### その他

番号	件名
1	令和7年度摂津市教育推進プラン(素案)について

<p>教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員</p>	<p>若狭孝太郎 福元 実 大矢優子 藤村裕爾 榊 奈津子</p>	<p>教育総務部長 教育政策課長 教育総務部副理事 兼学校教育課長 学校教育課参事 (教育指導担当) 学校教育課参事 (教職員人事担当) 教育支援課長 生涯学習課長 学校教育課長代理 教育支援課長代理 教育政策課長代理 教育政策課係員</p>	<p>安田信吾 小西 仁 河平浩一  田中大介  羽田行伸  武田進介 千葉 郁子 樋口 三花 濱岡 徹 藤原崇裕 末永 侑希</p>	<p>こども家庭部長 こども政策課長 こども家庭相談課長 保育教育課長 保育教育課参事 こども家庭部副理事 兼出産育児課長</p>	<p>大橋徹之 飯野祐介 古賀順也 湯原正治 中川資子 松田 紀子</p>
---	---	---	---	---	---

教育長	<p>ただいまから、令和7年第2回教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日の署名委員は大矢委員です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、付議事件が3件、報告事項が11件、その他が1件ございます。</p> <p>まず、本日の議事進行について各委員にお諮りします。</p> <p>議案第2号及び報告事項(10)につきましては、会議を公開することで個人が特定される恐れがあるため、関係法令の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。</p> <p>従いまして、まず議案第3号からその他(1)まで進み、暫時休憩を取ります。その後、秘密会を宣言し、報告事項(10)、議案第2号の順に進みますが、皆様ご異議ございませんでしょうか。</p>
全委員	異議なし。
教育長	<p>異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行いたします。</p> <p>それでは、議案第3号「摂津市学校歯科医の変更の件」について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	[摂津市学校歯科医の変更の件について説明]
教育長	<p>説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p>ご質問等が無いようですので、議案第3号「摂津市学校歯科医の変更の件」について原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。</p>
全委員	異議なし。
教育長	<p>異議なしとのことですので、議案第3号「摂津市学校歯科医の変更の件」については承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号の審議を致します。「令和6年度一般会計補正予算第10号原案承認の件」について、教育政策課より説明</p>

をお願いします。

教育政策課長 [令和6年度一般会計補正予算第10号原案承認の件について説明]

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はございますか。  
ご質問等が無いようですので、議案第4号「令和6年度一般会計補正予算第10号原案承認の件」について原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 異議なしとのことですので、議案第4号「令和6年度一般会計補正予算第10号原案承認の件」については承認いたします。  
続きまして、報告事項(1)「事業実施に伴う後援名義の使用承認」について教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長 [事業実施に伴う後援名義の使用承認について説明]

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はございますか。

大矢委員 感想ですが、親子のためのクラシックコンサートですが、非常にいいなと思いました。こちらについて少し調べてみたのですが、開催日時が5月24日から8月23日とあるのですが、5月24日と8月23日の2日間ですよね。手続き上、そのように書いてあるとの理解でよろしいでしょうか。

生涯学習課長 大矢委員が仰るように、手続き上、5月24日から8月23日までということですが、5月24日と8月23日の計2日間の開催がございました。

教育長 他、いかがでしょうか。  
私からですが、申請日から実施日までにはほとんど日数がない事業が2件ありますが、担当課から申請団体にもう少し早く申請するよ

うに指示をしていただければと思います。もうすでに事業が終わっているものも出ていますので、そこはよろしく申し上げます。

とくに質問等ないようですので、次へ進みます。報告事項（２）「令和６年度一般会計補正予算（第１０号）について」、保育教育課から説明をお願いします。

保育教育課長 [令和６年度一般会計補正予算（第１０号）について説明]

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

大矢委員 要するに、保育所やこども園などの人件費、給料が上がったための補正ということですね。

保育教育課長 先ほど申し上げた、国・府・市で負担している給付費も、主に多くが人件費を含めています。人事院勧告に伴いまして増額となったものであり、大矢委員が仰るように人件費の増による給付費の増であります。

教育長 他にご意見・ご質問等はございますか。  
それでは、ご意見・ご質問等が無いようなので、次に進みます。報告事項（３）「令和７年度歳入歳出予算案（教育委員会所管分）について」、教育政策課から順に説明をお願いします。

教育政策課長 [令和７年度歳入歳出予算案（教育委員会所管分について説明]

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はございますか。

榊委員 ５４番「安全対策事業」についてですが、摂津郵便局及び摂津警察署と連携しと書いてありますが、これは子どもたちの通学の時間帯にしっかりと見てもらうようお願いしているということなのではないでしょうか。それとも業務中にパトロールや郵便配達中に注意して

見てもらえるというものなのでしょうか。

教育政策課長

委員からご質問がありました2点目の形を想定しております。基本的には通常業務の中で、「ながら」見守りを協定の中で確認しております。

榊委員

そうなると、保護者が一番心配するような、みんなで遊びながら学校に向かったり、帰りながら寄り道をしながら帰ったりという通学の時間帯において見守りをすることではないということですね。それは、学校単位であったり、PTAなどの保護者にお任せするということには変わりはないということですね。

教育政策課長

変わりはないということはないと思います。朝の通学時間帯は郵便配達の業務は開始されていないですが、警察に関しては日常の業務の中で子どもたちのことは見てもらえると思いますし、下校時になりますと、警察も郵便局も通学という点では見てもらえると考えております。

大矢委員

予算はついているということは、ながら見守りで、こども110番ステッカーとかを配布して貼っていただくための予算と考えてよろしいでしょうか。

教育政策課長

令和6年度で言いますと、郵便局とはすでに見守りの協定を結んで、実際に取り組んでいただいておりますが、皆様への周知が行き届いていないのではというご指摘もありました。今回、警察も含めて三者でキャンペーン期間などを設け、その期間中については警察も郵便局も市もビブスなどを着用して日常の業務などをしていただくなどを協議しております。それに係る消耗品が今回予算計上された金額となっております。

大矢委員

以前から変更があった点について今回ご報告をいただいているということですが、学校教育課でスクールソーシャルワーカーを増やすとか、教育支援ルームに人を配置するなど要求されていた予算はどうなったのでしょうか。

教育総務部副理事 兼学校教育課長	スクールソーシャルワーカーについては今回予算がつきませんでした。校内教育支援ルームについては予算計上されており、59番になります。人件費ではなく備品・消耗品費になります。
大矢委員	<p>前回記載はあったけど、今回記載がないということは予算がつかなかったということで理解しました。</p> <p>あと、61番の学校生活介助員というのは、以前にあった支援員という理解でよろしかったでしょうか。</p>
教育支援課長代 理	学校生活介助員の業務の内容は、障害児支援員とほぼ同じ内容になります。
教育長	他にご意見・ご質問等がございますか。それでは、ご意見・ご質問等が無いようなので、次に進みます。報告事項（4）「摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」、保育教育課から説明をお願いします。
保育教育課長	[摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について説明]
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
大矢委員	<p>こども誰でも通園制度というものがあって、月に何時間というのは府や市町村によって違うのでしょうか。今回の条例制定は、それを整備するための設備や運営に関してということですね。</p> <p>その中で、1点目の質問としては、摂津市では月に何時間というのは決まっているのですかということと、2点目として一般型と余裕活用型の違いについて教えていただきたい。</p>
保育教育課長	<p>こども誰でも通園制度、乳児等通園支援事業ですが、対象となるのが、0歳6か月から満3歳未満の子どもで、保育所や幼稚園に通っていない子どもが対象となります。</p> <p>利用時間ですが、国からは、「一人あたり月10時間を限度とする」となっておることから、実施施設とも協議となりますが、本市</p>

としても月10時間を限度以内で実施する予定でございます。

2点目についてですが、39頁の条例の第21条をご覧くださいればと思います。この21条のところに一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業がそれぞれ規定されています。第3項に、余裕活用型について記載がありますが、概要を申し上げますと、保育所や認定こども園などでは利用定員を設定していますが、利用定員を満たしていない場合、その差分につきまして、乳児等通園支援事業を実施するという内容になっています。

その上の第2項で、一般型乳児等通園支援事業については、余裕活用型に該当しないものとなっております。イメージとしては、一時預かり、保育所やこども園の専用の部屋や空き教室といったところで乳児等通園支援事業実施するということになります。

大矢委員 今のところ市で余裕がある園があるということでしょうか。

保育教育課 余裕活用型を実施できる園はあると思いますし、一般型を実施するところも、どちらも可能性があると考えております。

教育長 対象の満3歳未満の定義について、誕生日の前日まで。

保育教育課 3歳になる前々日でございます。

大矢委員 どこにも通っていない子どもが、月に10時間でもどこかの園に通えるのは良いと思います。障害のある子どもについてもぜひ受け入れて欲しいと思います。

教育長 他にご意見・ご質問等はございますか。

それでは、ご意見・ご質問等が無いようなので、次に進みます。報告事項(5)「摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、保育教育課から説明をお願いします。

保育教育課長 [摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について説明]

教育長	要件が緩和されたにとらえてよいのでしょうか。
保育教育課長	要件が緩和されることが延長されたという内容でございます。
教育長	次の報告事項にも関わってきますので、あわせて説明いただいた方がわかりやすいと思います。その後にあわせて質問をお伺いいたしますので、報告事項（６）「摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、保育教育課から説明をお願いします。
保育教育課長	[摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について説明]
教育長	報告事項（５）及び（６）について説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
大矢委員	本当の法律で言うと、こうあるべきではあるが実情は難しいということで、猶予が伸びたということですよ。それは子どもたちのためになんですよ。子どもたちが連携協力が難しくても、大丈夫だったらそのまま続けていいよという、子どもたちのために行う条例改正という理解で良いですか。
保育教育課長	保育のため、子どもたちに必要な規定でございますので、委員仰るとおりで間違いございません。
教育長	他にご意見・ご質問はございませんか。ご意見・ご質問等が無いようなので、次に進みます。報告事項（７）「中学校給食の基本方針について」、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	[中学校給食の基本方針について説明]
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。ご意見・ご質問等が無いようなので、次に進みます。報告事項（８）

「令和6年度ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）の結果について」、教育支援課から説明をお願いします。

教育支援課長 [令和6年度ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）の結果について説明]

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。

大矢委員 一日で運動する時間がないというのは環境的な要因があるというのは皆さんご存知のことと思います。公園が少ないとか、高学年になると習い事が多くて放課後遊びまわる時間が少なくなっているなどもあると思います。それだと、この調査は3・4年生で、次は5年生で全国の運動調査があると思います。学年が上がった時の変化を比較するなどしてみても良いのではないかと。

教育長 他に何かご意見・ご質問等がございますか。ご意見・ご質問等が無いようなので、次に進みます。報告事項（9）「令和6年度1月までの問題行動等報告について」、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課参事（教育指導担当） [学校教育課より令和6年度1月までの問題行動等報告についてについて説明]

教委長 説明が終わりました。何かご意見・ご質問等がございますか。ご意見・ご質問等が無いようなので、次に進みます。報告事項（11）「各課事業日程報告について」、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 [各課事業日程報告について説明]

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。ご意見・ご質問等が無いようなので、次に進みます。その他（1）「令和7年度摂津市教育推進プラン（素案）について」、教育政策

課から説明をお願いします。

教育政策課

[令和7年度摂津市教育推進プラン（素案）について説明]

藤村委員

8頁の「確かな学力を育む教育」の中で、令和5年度の実績値が令和7年度の目標値を超えているが、目標値は達成できていると考えていいですね。例えば、30頁の基本目標9の令和7年度の目標値が「R3 実績値（87.0%）より増加」と書かれているのですが、ここはどのように見たらいいのですか。令和7年度の目標値は達成できているということですか。他にも同じような書き方が何か所かありますが、どのように考えたらよいでしょうか。

教育政策課長

令和7年度の目標値に関しては、教育振興基本計画に基づいて記載しております。達成できているところは達成できているとの認識です。

藤村委員

30頁のような記載の場合どのように考えたらよいのか。

教育政策課長代理

補足させていただきます。30頁の指標につきましては、教育振興基本計画を策定した際に、このアンケートの基準値がなかったということを教育振興基本計画の中でも明示しています。基準がその当時なかったので、当時計画を策定した際には、令和3年度の時点より常に増加していくという目標値を設定しており、これまで教育推進プランの中でも令和7年度の目標値についてはこのような記載をしているという経緯でございます。

藤村委員

このような記載の箇所については、令和7年度の目標値がなかったと考え方でよかったですか。

教育政策課長代理

成果指標のところ、このように令和3年度よりも増加していくという目標値として教育振興基本計画にも記載されております。

榊委員

5頁において、すでに過去に達成しているにもかかわらず、令和7年度の目標値が低い数値となっているのはなぜですか。また、6

頁の人権教育についてですが、各校に指導助言を行うのは誰ですか。

教育政策課長代理

1点目のお問にお答えさせていただきます。基本的には先ほどと同じで教育振興基本計画の策定時の目標値に設定しているのが現状です。しかしながら、すでに達成している目標値に対し、上方修正せず、このままで良いのかという意見も内部でもあるため、再度検討いたします。

学校教育課参事  
(教育指導担当)

人権教育推進事業で学校訪問し、指導助言をするのは指導主事でございます。人権教育とキャリア教育については、年度当初に各校で計画をつくっており、各学校によって課題等異なります。学校にヒアリングを実施しまして、学校に応じた個別の課題に対して指導助言いたしております。

藤村委員

9頁、指標が変更になっている。色々な経緯があって変更したと聞いている、経緯が見えてこないということもある。このように指標を変更している箇所は多々あるが、例えばこの指標を変更していることにどのような理由があるのか。以前の指標の方が教職員として求められるレベルが高いと感じており、指標のレベルを落としていると認識してよろしいか。

教育総務部副理事  
兼学校教育課長

令和6年度については文科省の調査結果に基づいた数値としておりますが、継続した調査でなかったため、教職員アンケートの数値に変更いたしました。継続的に項目設定をしているので、進捗等を把握できる内容にしています。

藤村委員

令和6年度の指標のレベルに近い設問はなかったのか。指標のレベルが下がっているように感じる。高いレベルの指標があるなら検討してほしい。

大矢委員

指標がよく変わっている。変わるのであれば事前に知らせてほしいため、来年度からお願いしたい。指標が変わったところで言えば、7頁については、読書活動推進計画を反映しているものは良かった

と感じています。社会教育に関しては、白井先生のご指摘のとおり全般的に参加者の満足度を図る指標が増えたのは良かったと思う。生涯学習フェスティバル、こどもフェスティバルについて、「自立」という言葉が入っているが、生涯学習課としては、2つの実行委員会については手を放したいと思っているのですか。

生涯学習課長

生涯学習課としましては、市民の方に様々学んでいただいて、最終的にはイベントなり、講演会などを自身で企画していただけることを最終目標としております。生涯学習フェスティバルやこどもフェスティバルについては、今後自立に向けた協議を行っていききたいという気持ちを込めて記載しております。

大矢委員

実行委員会の立ち上げについても、最初から任せて、予算はいただけるということですか。

生涯学習課長

実行委員会という形をとっておりますので、生涯学習課として後方支援など、実行委員会として困り事がありましたら、生涯学習課に相談していただいて、バックアップしていくイメージでございます。予算については予算委員会等もございますので、現状としてはこのような予算となっています。

藤村委員

28頁の青少年団体育成事業の指標が変わっている。補助金の執行が100%というより、参加率などの指標の方が実態を表すのではないか。

生涯学習課長

青少年団体には様々な団体が含まれており、指標については内部でも協議をしております。今回については、補助金の執行率を指標とさせていただいておりますが、内容については引き続き内部で検討してまいります。

藤村委員

団体が違うので一つの指標が難しいというのはよくわかるが、補助金の執行率は無理があると思っています。

11頁、SUNSUN塾について。どうすべきかというのはわからないが教育委員会が民間塾に何かを委託するのは、どうなのかと思って

いる。本来学校教育で保証すべきものを、足らずを学習塾に願  
いすることではない。家庭学習習慣に主眼を置いていることは理解  
できる。現実的には仕方ないと思っており、強く反対ということ  
ではない。指標についてであるが、参加者数は分かりにくい。事業評  
価をする際には、本来対象としている子どもたちに対して、ここ  
に来て得たその成果を分かるように出してほしい。

また、学校現場から制度導入に関して反対意見はなかったのか。  
なかったとしたら、それは良いのかどうか。事業を展開するには、  
取組をどのように進めていくかの工夫は必要。これまで通りの周知  
の仕方だと変わらないと思う。検討をお願いしたい。指標につい  
ては、参加状況が分かる資料が欲しい。

また、15頁、部活動について、実際に部活動指導員がどれぐら  
い活動されているのか、また、それによって教職員の働き方改革に  
影響しているのか、来年度はそのようなことがわかる資料が欲しい  
ところである。

学校教育課参事  
(教育指導担当)

SUNSUN塾について、子どもたちの中には家でほとんど学習しな  
いと子がいるという現状を何とかしたい。学習習慣が定着しない子  
どもたちが、SUNSUN塾に参加して、少なくともその間は学習して  
いると、学習習慣定着の一助になればなという思いではございます。  
周知方法等について今後も検討してまいります。

また、部活動は地域移行についても、拠点校方式が参加できる人  
数が増えるということですが、部活動の地域移行が最大の目標であ  
るが、簡単には実施できていない中で、自校に部がないことで運動  
の機会が奪われないようにしたいと考えます。

大矢委員

12頁、「就学前教育・小中一貫教育の推進」ですが、指標の中  
で、「どの程度」と記載があり、それに対して肯定的回答をした児  
童の割合とありますが、どのように捉えたらよいか。

学校教育課参事  
(教育指導担当)

回答をするのは学校側になります。内容については改めて確認い  
たします。

教育総務部副理事 兼学校教育課長	こちらは全国調査の質問の内容となっております。回答としては4段階あり、そのうちの上2段階の回答を肯定的な回答として捉えております。
教育長	間違っているところは訂正して、もう少しわかりやすい内容を検討してください。
藤村委員	教育推進プランの位置づけとしては、学校に対し、摂津市の教育は令和7年度このような教育を進めていくものだと示すためのものでよいですか。
学校教育課参事 (教育指導担当)	それは教育推進プランではなく、別にございます。
藤村委員	21頁、「ともに学び育つ」「教育教育支援ルーム運営事業」の取組内容について、この教育支援ルームは各学校にあるものではなく、市教委が運営しているものですか。
教育支援課長	こちらは、適応指導教室として行っているパル・アミ・メイトのことを指しております。
藤村委員	各学校の校内支援ルームに関する記載はどこにあるのでしょうか。来年度予算では備品の購入があったが、こちらに記載はないのか。
教育支援課長	こちらは校内支援ルームとは違った事業になります。
藤村委員	それは教育推進プランには記載はないですか。
教育総務部副理事 兼学校教育課長	こちらで言うと、20頁の「生徒指導の充実」、「生徒指導体制推進事業」の中の事業として校内支援ルームを取り組みます。ただ予算については確定しておりませんでしたので、反映はされていません。

藤村委員

各学校での校内支援ルームは有効だと思います。取組内容としては充実していきたいということがわかるようにしていただきたい。

また、コミュニティスクールについての記載はありますでしょうか。33頁の「学校協議会及び学校運営協議会の積極的運営」がそれに該当するのでしょうか。コミュニティスクールについては、各学校準備され、今後増えていくと思いますが、目標としてはすべての中学校区というのが理想ですね。

教育総務部副理事  
兼学校教育課長

コミュニティスクールは各学校での設置を目標としております。

藤村委員

取組内容や事業評価の際には、コミュニティスクールが位置づけがわかるような報告が欲しい。どのように拡大しようとしているのか、見えるように記載が欲しい。

教育長

藤村委員からご指摘がありました校内支援ルームとパル・アミ・メイトについては、お互い関連はあると思うし、連携して進めていかなくてはいけない。2つの課で実施しているので調整するようにすること。

他にご意見・ご質問等はございますか。ご質問等が無いようですので、秘密会以外の審議につきましてはすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦勞様でした。では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

教育長

それでは秘密会として再開します。

まず、議案第2号「教職員人事の件」について、学校教育課から説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

これにて秘密会を解きます。

では、本日の案件は全て終了いたしました。  
これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。  
ご苦勞様でした。